

- 1 会議期日 令和2年1月7日(火)
- 2 会議場所 函館市総合保健センター
- 3 開会時間 午後6時30分
- 4 閉会時間 午後7時30分
- 5 出席者氏名
 - 被保険者代表
芹澤委員, 奥寺委員, 長浜委員
 - 保険医または保険薬剤師代表
恩村委員, 樺田委員, 神田委員
 - 公益代表
 - 五十嵐委員(会長), 小林委員(副会長), 小谷野委員
 - 被用者保険代表
原田委員
 - 理事者
本吉市民部長, 横川市民部次長, 吉村国保年金課長
松原保険料収納担当課長
 - 運営協議会書記
- 6 議題
 - (1) 諮問事項
 - ア 国民健康保険料の賦課限度額の改定について
 - イ 国民健康保険料の賦課割合の改定について
 - (2) その他

令和元年度 第2回函館市国民健康保険運営協議会議事録

日時：令和2年1月7日（火）午後6時30分

場所：函館市総合保健センター

会 議 内 容

国保年金課管理担当司会

◎会 長

令和元年度第2回 函館市国民健康保険運営協議会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。本日は、委員の皆様におかれましては、年始のご多用中のところ、お集まり下さいまして、誠にありがとうございます。

さて、本日は、市から国民健康保険料の改定に関し、2件の事項について諮問がありましたので、これらが議題となっております。

この後、事務局から諮問内容などの説明がありますが、保険料の改定に関する事項ということで、委員の皆様におかれましては、どうぞ忌憚のないご意見をお聞かせ下さいますようお願いいたしますとともに、答申にあたりましても、皆様のご協力についてお願いを申し上げ、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

○事務局 会議成立宣言

◎会 長 議事録署名委員指名

◎会 長

議事の「諮問事項」でございます。事務局から、関連の深い内容ということでお話がありましたので、一括での説明をお願いいたします。

市民部長，どうぞ。

○事務局（市民部長）

市民部長の本吉です。今年もよろしくお願ひ申し上げます。

本日は，2件の事項につきまして諮問事項としております。

1つ目は，「国民健康保険料の賦課限度額の改定について」であります。国では，令和元年12月20日に，令和2年度税制改正の大綱について閣議決定を行ったところで，この中で，国保の賦課限度額の改定について，示しているところであります。今後，国では，これに伴って「国民健康保険法施行令」の改正手続きに入りますことから，本市におきましても，この後，1月末頃に公布される改正後の政令を確認のうへ，国の改定内容に準じ，令和2年度の保険料の算定に反映させるため，本年2月末から開催予定の市議会定例会へ条例改正案を提出したいと考えているところであります。

次に，2つ目，「国民健康保険料の賦課割合の改定について」であります。前回の本協議会におきまして，北海道における保険料水準の統一に向けた考え方についてご説明いたしましたが，本日は，このような考え方に基づいて，本市の令和2年度の賦課割合の改定について，諮問させていただきたいと思ひます。

以上，2件の諮問内容につきまして，この後，各主査から，お配りしております資料に基づき，詳細を説明させていただきたいと思ひます。それでは，諮問事項につきまして，ご審議のほど，よろしくお願ひ申し上げます。

事務局 資料説明

◎会 長

ただいま，事務局から諮問事項について説明がありましたが，市からの諮問に対しまして，委員の皆様から，広くご意見等を頂戴し，本協議

会としての答申案を考えてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく
お願いいたします。

それでは、この諮問につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、
挙手をお願いしたいと思います。

なお、諮問事項といたしましては、皆さんのお手元に諮問書の写しがあるか
と思いますが、賦課限度額につきましては、国の政令改正後の額に改定する、
それから、賦課割合の改定につきましては、先程説明がありましたとおり、
所得割を100分の49、均等割を100分の31に改定するといった内容でござい
ます。

説明資料の中で、もし、分からないところがございましたら、どのような
ことでもよろしいので、どうぞご質問等をお願いいたします。

●長浜委員

分からないので教えていただきたいのですが、函館市が賦課割合を段階
的に下げていかれるということで、そういうのは、やっぱりいきなり変わ
っていくということでは大変なので、少しでも負担が少ないように、段
階的に、ということでは努力していただいているなと思うのですが、標
準保険料率の賦課割合の、北海道で示されている、最後には所得割を
42%、均等割を40%、平等割を18%という考え方について、所得
割が現行は50%というところから考えると、やっぱり所得割を全体の中
から少なくするという考え方になるので。今、国保の中では、全国的に
低所得の方の負担がすごく大変だということで、函館市も同じような
状況であると思います。所得割の比率が高くなると、少しは低所得の方
は救われるのかなと思うんですが、なぜ、北海道から示されている標
準保険料率の賦課割合は、それと逆の考え方になっているのか。そのあ
たりは、どんな考え方によってそういうものが出てきているのかがちょっ
と分からないので、教えていただきたいと思います。

◎会 長

事務局で、お願いいたします。

○事務局（管理担当主査）

管理担当主査の浅原でございます。今、長浜委員からご質問いただきました、函館市に示されております標準保険料率の賦課割合、現時点でということになりますけれども、42、40、18、なぜこちらの割合になるのかというご質問かと思えます。

まず、標準保険料率の考え方ですけれども、これは、都道府県単位化になる前は、函館市の中でも、所得の高いとか低いとか、そういった状況がありました。しかし、均等割、平等割、こちらは、皆さん同じ金額が賦課されている。なぜかと言いますと、函館市における全体を割り返したときに、均等割がいくらになる、平等割がいくらになる、所得割は割合で、所得に応じてパーセンテージで掛かってくるといった構成になっているためです。

都道府県単位化になりました後は、目指すところとしまして、この函館市で今までやっていたものを、全道を単位としてやっていくというような考え方に変わりますが、この時に函館市は、全道の中で比較的所得が低いといったような状況があります。北海道全体の総所得から割り返していったときに、例えば、北海道の平均的な市町村の均等割、平等割、これは金額ですけれども、これが先に決まると考えた場合、どうしても函館は所得が低いですから、標準保険料率の賦課割合という形になった場合は、所得割が低く設定される。標準保険料率になった場合は、北海道のどこに住んでも、所得に対して、同じパーセンテージが掛かってくるというような状況になると。北海道は、最終的に目指すところとして、所得割、均等割、平等割、いずれも道内どこに住んでも同じ保険料率になるといったところを目指していますので、例えば、ここを低くする、高くするといったことは、オール北海道で決まってくるものですから、北海道全体の中で、どのような形で設定するかということになってくるのかなというところでございます。

今後、全国の中で北海道の所得がどの程度といったように、北海道の中で函館市の所得がどの程度なのか、毎年状況が変わってきますので、それに応じて、この標準保険料率の賦課割合というのも、数値が変わってくるところです。雑ぱくになってしまいましたが、このような形でご理解頂けましたでしょうか。

●長浜委員

まだよく分からないんですけど、今の説明でいいますと、結局、均等割と平等割の方が先に決まるとすると、それで、所得の低い北海道、あるいは函館が、その後いくら入れなくてはいけないかと考えたときに、比率で低くなるということなんですか。と、いうことは、函館市の所得が上がらない限りは、この所得割が数字として上がってこないということですか。分かりました。ありがとうございます。

◎会 長

他にございますでしょうか。もう少し考える時間をおきますか。
長浜委員。どうぞ。

●長浜委員

先程の質問と関連しますが、それを考えますと、結果的には、函館市における国保に加入している、納付している人達にとっては、やっぱり均等割とかが、一番、赤ちゃんまで掛かる訳ですから、その比率が高いということは、函館市の国保を利用されている方には、均等割の負担感が強くなるということで、そして所得も全体として低い訳ですから、より一層、そういう負担感が強くなるということが想定されるということで、よろしいでしょうか。

○事務局（市民部長）

先程の話で、均等割が上がるということは、家族が多いと、例えばお

子さんが多いとその分高くなるというのは明らかなのですが、ただ単に函館の均等割が、所得割の部分を均等割に載せているのではなくて、北海道全体で同じ均等割、同じ平等割にするということを、まず、目指している。確かに、函館は低所得者層が多いんですが、特にお子さんを育てている世帯、所得は低いんですが、0ということではない。そうすると、家族によってはですね、所得割が下がって、均等割が、先程の話の中では、1200円程度上がるということで、家族によっては、逆に所得割の下がった分で、全体の保険料が下がるという場合も出てきます。ですから、一概に、全ての家族の多い世帯が上がるというよりかは、そのモデルによって違うというところがございます。以上でございます。

●長浜委員。

ありがとうございました。

◎会 長

奥寺委員どうぞ。

●奥寺委員

今、長浜委員がおっしゃったことと大体同じになるんですが、やっぱりこれから所得が増えるというのは、年齢的にも、高齢者が増えてきますから、だんだん少なくなって、所得が増えるという可能性も、あまりないのかなという気がします。そうなると均等割とかそういうのが上がってくると、負担になってくるのかなという気がします。

○事務局（市民部長）

函館に限らずですが、経済状況がいきなり好転する、良くなるということは無いかと思えます。ただ、若干ですが、北海道全体では経済状況が少し良くなっているということがあったりだとか、それから所得、階層にもよりますが、函館が低所得者層が多いというのは、高齢者層が多

いために、働いている方だけではなく、年金を受給している方の層も多いということもありまして、その場合につきましても、家族の構成だとか、給付されている年金の額によってもパターンが変わってきますので、所得割が下がる影響が出てくるという家族もごございますし、所得が本当に低いと、まともに均等割だけが被さってくるという状況も、両方があるということをございます。

○事務局（国保年金課長）

今の部長の説明に補足させていただきます。所得が低い世帯に関しましては、先程、参考の方でも説明がありましたが、その所得に応じまして、均等割、平等割につきましましては、7割5割2割といった軽減制度がございますので、そことの兼ね合いになってきます。ですので、均等割、平等割の上昇分が、そのまま、年間の保険料に影響するということではございませんので、補足させていただきたいと思います。

◎会 長

他に、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

●各委員

なし。

◎会 長

諮問に対する回答ですが、今までのお話ですと、今回の諮問事項につきましましては、皆様、特に異論があるということではないのかなと思いますので、諮問内容につきまして、同意する旨、答申したいと考えますが、いかがでしょうか。

●各委員

異議なし。

◎会 長

それでは，そのように進めてまいりたいと思います。

この諮問に対する文言の整理につきましては，私の方に一任させていただければと思いますが，よろしいでしょうか。

●各委員

異議なし。

◎会 長

ありがとうございます。

それでは，議事の「その他」についてですが，各委員の皆様から，全体を通して，気になっていることなど何かございますでしょうか。

はい。奥寺委員。

●奥寺委員

直接，保険料とは関係がないのですが，今，函館に，ホテルがかなり建っていますよね。そうすると，人手不足で，あちらこちらから，人が入ってきますね。そうなってくると，今でも病院が足りなくて，待っている方が沢山いらっしゃるのに，これから，ますます，そういう状態になったら，今後，何か起きたときに，対応ができるのかという，疑問があるのですが。

◎会 長

働く方が増えていって，人口が増えると，国保の加入者で病院にかかる人も増えるということでしょうか。

●奥寺委員

そうですね。人手不足で，外から入ってくると思うんですよ。そうす

ると、何かがあったときに、対応はできるのかなと。

◎会 長

働いている方は、国保ではない可能性が多くあるので、医療機関が足りないのではないかとということでしょうか。恩村委員にお聞きしてよろしいでしょうか。

●恩村委員

ちょっとよく理解してないんですけども、外から働きに来られた方が、医療を受けられなくて大変ではないかということをおっしゃっているのでしょうか。

●奥寺委員

そうではなく、私たちがです。

●恩村委員

そんなことは全然ないと思います。まず、函館に病院が少ないというようなことは、まずないと思います。これだけの人口で、これだけ多くの総合病院があるところは、そんなにないので。

外から来られた労働者に関しても、医療が提供出来ないなんていうことは、たぶんあり得ないです。それから、それによって函館に人口が増えてお金が落とされるメリットの方が、ずっと高いと思うので。医療に関するご心配は、私はあまりないと思っていますけれども。よろしいでしょうか。外から人が入ってくるということは、すごく良いことだと思います。

◎会 長

奥寺委員いかがでしょうか。

●奥寺委員

ありがとうございます。

◎会 長

ほかに、「その他」でございますでしょうか。

●各委員

なし。

◎会 長

それでは，事務局の方は何かございますか。

○事務局

なし。

◎会 長

ありがとうございます。それでは，以上で本日の議題はすべて終了となりますので，事務局にお返しします。

国保年金課管理担当閉会宣言